

スーパーバイザー登録

1. スーパーバイザー登録申請

急激に進む少子高齢化、長引く経済の低迷、社会のグローバル化、広がる所得格差、価値観の多様化等々、近年の社会情勢と政策及び個人の志向の変化に伴い、より広範囲で包括的な質の高いソーシャルワーク実践を行える人材の確保が急務となっています。

この状況に対処するため、認定社会福祉士認証・認定機構（以下、機構）が設立され、認定社会福祉士制度が始まりました。今後認定社会福祉士を増やすことが求められています。認定社会福祉士の申請にはスーパービジョン実績が必要であり、スーパービジョンを行うスーパーバイザーには登録が必要です。

会員の皆様には、認定社会福祉士を増やすためにもスーパーバイザー登録へのご協力をお願いいたします。スーパーバイザー登録をしてスーパービジョンを行うことで、後進育成は勿論、認定社会福祉士申請・更新の単位となります。

当協会はスーパーバイザー登録の申請区分のうち、「第4号(1)」に関する申請窓口業務を機構から委託されています。以下の申請要件に該当する方は、機構ホームページにて申請書類をダウンロードの上、申請期間内にお手続きをお願いいたします。

詳細については[参考資料](#)もしくは[機構ホームページ](#)にてご確認ください。

● 申請要件

- ・社会福祉士であって資格取得後10年以上の相談実務経験があること
- ・スーパーバイザー経験、スーパーバイザー経験（社会福祉士に対して3件以上 ただし実習生は対象外）があること
- ・「スーパーバイザー養成認定研修」「スーパーバイザー説明会」を修了していること
- ・日本医療ソーシャルワーカー協会の正会員であること

● 申請期間/窓口

4月15日～5月14日（必着）/日本医療ソーシャルワーカー協会 事務局

10月15日～11月14日（必着）/日本医療ソーシャルワーカー協会 事務局

2. スーパーバイザー登録者

詳細は[機構ホームページ](#) [スーパーバイザーリスト](#)にてご確認の上、個別にスーパービジョンのご相談をしてください。

当協会会員の方は、会員サイトから「スーパーバイザー登録者リスト（認定社会福祉士制度スーパーバイザー登録者の中で、公開にご同意いただいた当協会会員のみ）」をご覧ください。会員サイトにログイン後、「会員専用ダウンロード」にアクセスしてください。

スーパーバイザー登録申請について

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

急激に進む少子高齢化、長引く経済の低迷、社会のグローバル化、広がる所得格差、価値観の多様化等々、近年の社会情勢と政策及び個人の志向の変化に伴い、より広範囲で包括的な質の高いソーシャルワーク実践を行える人材の確保が急務となっています。

この状況に対処するため、認定社会福祉士認証・認定機構（以下、機構）が設立され、認定社会福祉士制度が始まりました。今後認定社会福祉士を増やすことが求められています。認定社会福祉士の申請にはスーパービジョン実績が必要であり、スーパービジョンを行うスーパーバイザーには登録が必要です。

皆様には、認定社会福祉士を増やすためにもスーパーバイザー登録へのご協力をお願いいたします。

スーパーバイザー登録をすることで、例えば以下のメリットがあります！

- 後進育成
- ご自身の認定社会福祉士の新規・更新申請時の **スーパービジョンの単位取得**

※スーパーバイザー登録の申請受付期間は年2回です。詳しくは4ページにてご確認ください





スーパーバイザー登録をするためには？

まずは以下の表でどの区分に該当するかご確認ください。

登録申請の要件

要件項目	区分	第1号	第2号	第3号	第4号(1)	第4号(2)	第4号(3)
資格等		認定上級社会福祉士	認定社会福祉士の更新者	福祉系大学等の教員	社会福祉士であって資格取得後10年以上の相談実務経験があること	福祉施設・機関の職員であって7年以上の相談実務経験があること	福祉系大学等の教員
スーパーバイザー経験		必須 ^{注1}	必須 ^{注1}	—	必須	必須	—
スーパーバイザー経験		必須 ^{注2}	必須 ^{注2}	必須	必須	必須	必須
スーパーバイザー養成の研修の受講		必須 ^{注3}	必須 ^{注3}	—	必須	必須	—
ソーシャルワーク・スーパービジョンに関する研修の講師		—	—	必須 ^{注4}	—	—	必須 ^{注5}
スーパービジョンに関する研究実績・著書		—	—	必須 ^{注4}	—	—	望ましい
スーパービジョン説明会受講		必須	必須	必須	必須	必須	必須
推薦書		倫理綱領及び懲戒の権能を有する日本のソーシャルワーカー団体の推薦書	倫理綱領及び懲戒の権能を有する日本のソーシャルワーカー団体の推薦書	機構会員の教育団体の推薦書	倫理綱領及び懲戒の権能を有する日本のソーシャルワーカー団体の推薦書	施設・機関の長の推薦書	機構会員の教育団体の推薦書

注1：認定社会福祉士制度におけるスーパービジョン（個人スーパービジョン）を受けた経験があること。

注2：認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザー経験があること。経過措置期間のスーパーバイザー登録をしていない場合は、スーパービジョン実施要綱第2条第4号のスーパーバイザーとしての経験があること。

注3：該当の研修については機構が指定する。

注4：講師経験を必須とする。また、研究実績・著書についても求める。これらが無い場合は、機構が指定する研修を受講する。

注5：講師経験がない場合は、受講経験があること

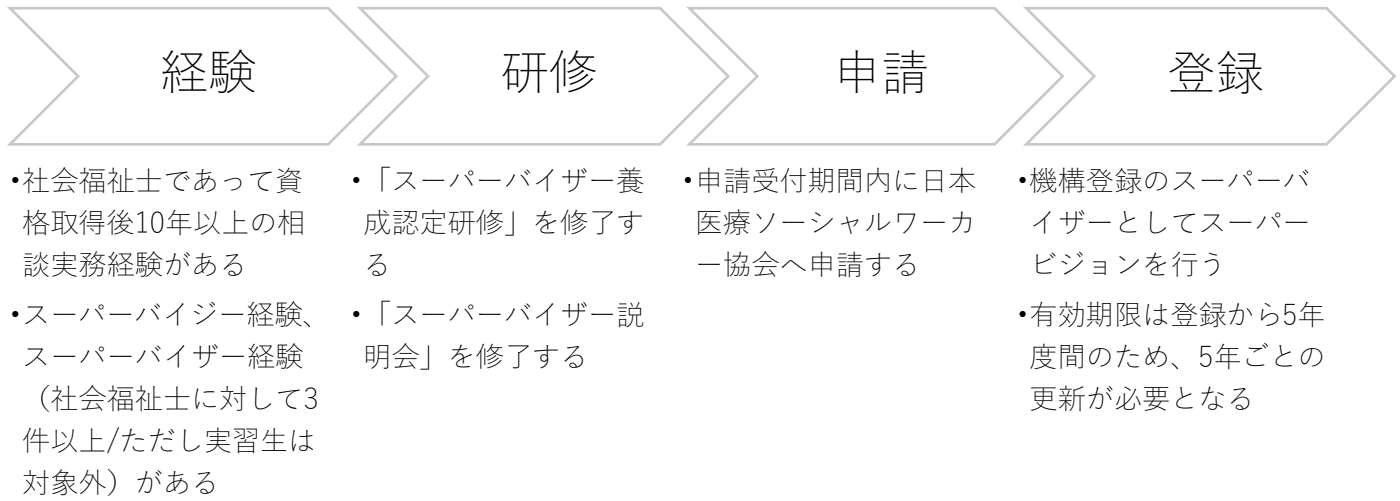
上記6つの区分のうち、第4号(1)と第4号(2)についてご案内します。

区分 第4号(1) 日本医療ソーシャルワーカー協会の推薦	区分 第4号(2) 施設・機関の推薦
<p>(以下全てを満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士であって資格取得後10年以上の相談実務経験があること ・スーパーバイザー経験、スーパーバイザー経験（社会福祉士に対して3件以上 ただし実習生は対象外）があること ・「スーパーバイザー養成認定研修」「スーパービジョン説明会」を修了していること ・日本医療ソーシャルワーカー協会の正会員であること 	<p>(以下全てを満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設・機関の職員であって7年以上の相談実務経験があること ・スーパーバイザー経験、スーパーバイザー経験（社会福祉士に対して3件以上 ただし実習生は対象外）があること ・「スーパービジョン説明会」を修了していること ・施設・機関の長の推薦書があること <p>※第4号(2)の区分の場合、同一施設および機関の職員に限られたスーパービジョンとなります</p>

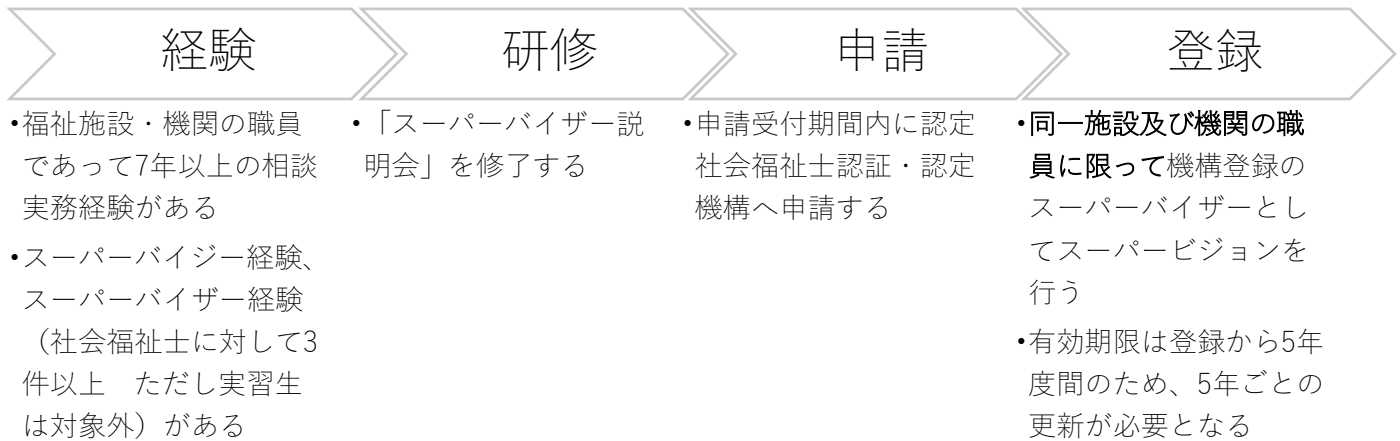


スーパーバイザー登録の流れ

第4号(1) 日本医療ソーシャルワーカー協会の推薦（日本医療ソーシャルワーカー協会の正会員）



第4号(2) 施設・機関の推薦



登録申請準備

前ページの図の「経験」「研修」まで進んだら、以下の通り登録申請準備を行ってください。

申請書類

書類	第4号(1)	第4号(2)
スーパーバイザー登録申請書(第1号) ※	○	○
スーパービジョン経験報告書(第2号) ※	○	○
スーパーバイザー推薦書(第3号) ※	当協会が推薦するため申請者の準備は不要	○施設・機関の長の推薦書
社会福祉士登録証の写し	○	-
説明会受講修了証の写し	○	○
実務経験証明書(第4号) ※	○	○

※機構ホームページでダウンロード可能です。ワードファイルのため必要事項を入力のうえ出力できます。

- ・必ず記入上の注意をお読みください。機構ホームページに掲載されています。
- ・すべてA4サイズ片面印刷とし、クリップ止めにしてください。(ホチキス止めにはしないでください)

申請費用(審査料)

- ・新規申請：8000円
- ・更新申請：5000円

振込先は機構ホームページでご確認ください。

申請書類の送付

- ・申請受付期間内に配達記録が残る方法（簡易書留や宅配便）にて送付してください。
- ・受領した書類は返還しません。コピーをお手元に保管してください。
- ・封筒の表に「スーパーバイザー登録申請書類在中」と明記してください。



登録申請受付

申請受付期間及び申請書類の提出先については、申請区分によって異なります。ご確認ください。

区分	提出先	第1回申請受付期間 (必着)	第2回申請受付期間 (必着)
第4号(1)	日本医療ソーシャルワーカー協会	4月15日～5月14日	10月15日～11月14日
第4号(2)	認定社会福祉士認証・ 認定機構	5月15日～6月14日	11月15日～12月14日



審査結果通知

書類審査の結果（登録可否）は郵送にて申請者へ通知します。

- ・第1回申請：初回審査結果8月中旬（予定） 再審査結果9月末（予定）
- ・第2回申請：初回審査結果2月中旬（予定） 再審査結果3月末（予定）



登録期間

名簿登録の有効期限は、登録から5年度間です。名簿登録を継続するためには、5年ごとに登録更新の手続きが必要となります。

〒162-0065
東京都新宿区住吉町8-20 四谷デングビル201号
公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
TEL 03-5366-1057 / FAX 03-5366-1058
E-mail : jaswhc@d3.dion.ne.jp